

京都府丹後地区における資源管理協定

協定発効日 令和6年2月29日

(目的)

第1条 本協定は、京都府漁業協同組合丹後支所に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取り組みを行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	丹後地区周辺海域	クロマグロ、マアジ、マイワシ、スルメイカ、サバ類、マダイ、ヒラメ	定置漁業
(2)	丹後地区周辺海域	マダイ、アカアマダイ	釣延縄漁業

(資源管理の目標)・

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ	資源管理基本方針別紙2-1及び2-2に定める目標
マアジ	資源管理基本方針別紙第2-5に定める目標
マイワシ	資源管理基本方針別紙第2-7に定める目標
スルメイカ	資源管理基本方針別紙第2-12に定める目標
サバ類	資源管理基本方針別紙第2-16に定める目標
マダイ	京都府資源管理方針別紙第11に定める目標
ヒラメ	京都府資源管理方針別紙第12に定める目標
アカアマダイ	京都府資源管理方針別紙第13に定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	【クロマグロ】 資源管理基本方針及び京都府資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、京都府助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理） 【クロマグロ以外】 京都府資源管理方針に定められた資源管理の手法を遵守するため、連続7日以上休漁を年1回以上設定する。
(2)	京都府資源管理方針に定められた資源管理の手法を遵守するため、休漁日を月2日以上設定する（周年）。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 第1項の履行確認は、京都府に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	・個人水揚げ高明細表（休漁した月のみ） ・魚捕部の網揚げ及び網入れ作業が確認できる写真

	・太平洋クロマグロ特例措置に関する実施報告書 ・京都府資源管理方針別紙 1 及び 2 に明記されている事項を遵守していることが分かる操業日誌又は野帳
(2)	個人水揚げ高明細表又は個人別水揚げ実績表

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 6 条 全ての参加者は、漁業法第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 5 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号及び京都府資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、京都府に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について京都府に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び京都府からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第 9 条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、令和 6 年 2 月 29 日から令和 10 年 8 月 31 日までとする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 漁業法第 126 条第 1 項の規定に基づき京都府知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 2 月 29 日から施行する。